

(30-14) 川越市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例(案)等  
に対する意見募集の結果

1. 概要

(1) 募集期間

平成30年11月16日(金)～平成30年12月21日(金)

(2) 募集対象者

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内の事業所等に勤務する者
- ③ 市内の学校に在学する者
- ④ その他この案に関し利害関係を有する者

(3) 参考資料の閲覧

- ① 電子媒体での閲覧：市ホームページ
- ② 紙媒体での閲覧：開発指導課(本庁舎5階)、各市民センター、南連絡所

(4) 意見の提出方法

- ① 直接持参
- ② 郵送
- ③ ファックス
- ④ 市ホームページからの電子申請

2. 意見募集の結果

(1) 提出者数

1名

(2) 意見数

2件

(3) 意見の概要と意見に対する市の考え方

次表のとおり

意見の概要と意見に対する市の考え方

NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>玄関の位置について</p> <p>1階でなくてもよいとするのは反対。出入口が2階や3階にあるのはいいが、1階が玄関と思って利用する市民が圧倒的に多いと推測される。</p> <p>避難誘導も1階玄関からするのがわかりやすくよいと思う。</p>	<p>近年、複合施設等に宿泊施設が設置されることも少なくなく、条文の文言を整理しようとするものです。建築物の安全性等につきましては、建築基準法、消防法等で指導されるべき内容と考えております。</p> <p>ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>その他数値基準の緩和</p> <p>仮に東京オリンピックに向けて、基準の緩和をしているのだとすると、オリンピック後の宿泊環境がもとに戻せないことになるのが問題である。</p>	<p>平成30年6月15日に旅館業法の一部が改正され大幅な規制緩和が図られました。また、本条例制定時から30年以上経過し、営業形態によりホテル等に必要な施設等が変化しております。</p> <p>本改正は、条例の目的を遵守しつつ、改正された旅館業法との整合や時代の潮流に即した条例となることを目的としております。</p> <p>ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>